

令和2年5月12日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける 地域公共交通の運行維持を支援します

豊川市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域公共交通の事業者に対して、本市における移動手段を維持・確保していくため、東三河地域公共交通活性化協議会とも連携し、地域公共交通事業者への支援金を給付します。

記

### 1. 公共交通事業者への支援金の概要

#### (1) 給付の要件

持続化給付金（経済産業省）の給付を受けた地域公共交通事業者

#### (2) 給付金額

1事業者あたり上限200万円

【給付額の算定方法（持続化給付金と同様）】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

#### (3) 支援金を給付する対象事業者

ア 東三河地域公共交通活性化協議会と連携して給付する事業者

豊橋市や豊川市をはじめとする東三河地域の地域公共交通のうち、複数の自治体を跨いで運行する事業者

イ 豊川市独自で給付する事業者

地域公共交通の内、豊川市内のみを運行する事業者

#### (4) 申請方法

ア 東三河地域公共交通活性化協議会と連携して給付する事業者

6月下旬頃から、東三河地域公共交通活性化協議会の事務局（豊橋市）にて受付開始予定

イ 豊川市独自で給付する事業者

6月下旬頃から、豊川市役所 市民部 人権交通防犯課にて受付開始予定

### 【お問い合わせ先】

豊川市役所 市民部 人権交通防犯課 山本・佐野・松下

TEL 0533-89-2149 Eメール [jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp](mailto:jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp)